

## 麦・大豆保管施設整備事業実施要綱

制 定 令和3年1月28日付け2政統第1954号

一部改正 令和3年4月6日付け3政統第22号

一部改正 令和3年12月20日付け3農産第2233号

農林水産事務次官依命通知

### 第1 趣旨

国産の麦・大豆については、近年、需要が堅調に推移しており、消費者の根強い国産志向もあるものの、天候による影響を受けやすく、供給量や価格が不安定なため、実需者が使用量の拡大に踏み切れていない状況にある。

この供給量や価格の不安定さが国産麦・大豆のシェア拡大を阻害する要因となっていることから、豊凶変動に対応し、凶作時であっても安定して供給できる体制作りに向けた取組を支援する必要がある。

このため、麦・大豆保管施設整備事業（以下「本事業」という。）において、国産麦・大豆を新たに一定数量保管し、需要に応じて供給することにより安定供給体制の強化に取り組む者に対して、必要な保管施設及びその附帯設備並びに保管施設の整備と一体的に整備される処理加工施設（以下「保管施設等」という。）の整備を支援するものとする。

### 第2 定義

本事業における用語については、次のとおりとする。

#### 1 事業実施計画

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定める補助事業者の名称、概要、対象作物・事業実施年度・目標年度、事業の目的・効果、整備する保管施設等が収集範囲とする地区（受益地区）、保管施設等の整備、事業費、計画の採択基準等を明らかにしたもの。

#### 2 安定供給計画

不作等による国内供給量減少時の国産麦・大豆の安定供給等に係る計画を明らかにしたもの。

### 第3 事業の内容等

#### 1 事業内容

本事業は、国産麦・大豆の安定供給の構築に向けて、安定供給計画を策定した補助事業者に対して、計画の達成に必要な国産麦・大豆を新たに保管するための保管施設等の整備を支援する。

#### 2 補助事業者

補助事業者については、次に掲げる者とする。

- (1) 農産局長が別に定める基準を満たす事業化共同体（コンソーシアム）
- (2) 農産局長が別に定める基準を満たす農業者の組織する団体

#### 3 採択要件

- (1) 農産局長が別に定める事業実施計画（安定供給計画を含む。）を策定していること。

- (2) 受益地における国産麦・大豆の収穫量、集荷数量を増大させ、一定数量を保管することにより安定供給を図る取組であること。

#### 第4 事業の実施等

##### 1 事業の着工等

事業の着工又は着手（以下「着工等」という。）は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、補助事業者は、あらかじめその理由を明記した交付決定前着工（着手）届を作成し、地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

なお、交付決定前に着工等を行おうとする場合においては、補助事業者は、事業の内容が明確となってから本事業の着工等を行うものとする。この場合においては、補助事業者は、交付決定までの間に生じたあらゆる損失等について、自らの責めに帰することを了知の上で着工等を行うものとする。

##### 2 目標年度及び成果目標並びに事業評価

本事業の目標年度及び成果目標並びに事業評価は、農産局長が別に定めるとおりとする。

##### 3 事業費の低減

補助事業者は、本事業を実施する場合には、地域の実情に鑑み、過剰とみられるような保管施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

##### 4 実施期間

事業実施期間は、交付決定の日から令和4年3月31日までとする。

##### 5 上限額

事業実施計画の補助金の上限額は、1計画当たり3億円とする。

なお、保管施設の整備と一体的に行う麦・大豆処理加工施設の整備にかかる補助金の上限額は5千万円とする。

#### 第5 事業実施の手続

##### 1 事業実施計画の作成及び承認

補助事業者は、農産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出して、その承認を受けるものとする。ただし、農産局長が別に定める公募要領により補助金交付候補者に選定された応募者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができるものとする。

##### 2 事業実施計画の変更、中止又は廃止

事業実施計画の変更（農産局長が別に定める重要なものに限る。）、中止又は廃止については、1に準じて行うものとする。

#### 第6 事業実施状況等の報告

- 1 補助事業者は、農産局長が別に定めるところにより、本事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、地方農政局長等に報告しなければならない。また、事業実施年度を含む5年間までの間、毎年度、当該年度における安定供給計画の達成状況を作成し、地方農政局長等に報告しなければならない。
- 2 地方農政局長等は、補助事業者に対し、1に定める報告以外に、必要に応じ、補助事業者ごとの保管施設等活用の状況について報告を求めることができる。

## 第7 事業評価の報告

補助事業者は、事業実施計画に定められた目標年度の翌年度において、本事業の評価を行い、地方農政局長等に報告しなければならない。

また、事業実施年度を含む5年間の経過後の翌年度において、安定供給計画の達成状況の評価を行い、地方農政局長等に報告しなければならない。

なお、事業評価の報告を行う場合、第6の1により行う実施状況等の報告は、事業評価の報告に代えることができることとする。

## 第8 事業の適正な執行の確保及び指導推進等

国は、本対策の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

## 第9 その他

- 1 本事業の実施等につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。
- 2 本事業においては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

附 則（令和3年1月28日付け2政統第1954号）

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則（令和3年4月6日付け3政統第22号）

この通知による改正は、令和3年4月6日から施行する。

附 則（令和3年12月20日付け3農産第2233号）

- 1 この通知による改正は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施した事業については、なお従前の例によるものとする。